

町田新産業創造センター「施設等貸出要綱」

第1条 (目的)

町田新産業創造センター（以下「センター」という。）内のイベントスペースおよび、関連備品（以下「施設等」という。）の貸出についての必要事項はこの要綱に定めるところによる。

第2条 (利用対象者)

センターが創業支援を通じた町田市の産業振興を目的として設立された経緯により、施設等の利用者は、原則として入居者、事業者（各種団体含む）、行政を対象とする。但し、利用状況に空きがある場合は一般の利用も認めることがある。

第3条 (利用目的)

施設等の利用は、会議・講演会・講習会・セミナー、研修、その他の利用に供することを目的とする。

第4条 (利用時間等)

- (1) 施設等は、土日、祝祭日および、年末年始（12月29日から翌年1月3日）の貸出は行わない。但し、入居者並びに行政等から申出があった場合は、土日、祝祭日については貸出を認めることがある。尚、その際の利用条件・取扱方法等については別途定める。
- (2) 施設等の利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。但し、入居者については午後9時までの利用を認める。

第5条 (利用申込)

- (1) 施設等の利用を希望する者は、原則として利用日の3か月前から1か月前までの受付時間（土日、祝祭日、年末年始を除く午前9時から午後5時まで）に、センターに申込をしなければならない。但し、使用日の1か月前の日が休日に当たる場合は順次受付日を繰り上げるものとする。
- (2) 施設等の使用を希望する者は、電話等によりセンターへ仮予約の連絡を行った後、1週間以内にセンターが別に定める「施設利用申込書」により正式申請を行わなければならない。尚、期日までに正式申請が行われない場合は仮予約を取り消す場合がある。

第6条 (利用料金・時間)

- (1) 施設等の利用料金・時間については下表の通りとする。尚、利用時間には準備、片付けの時間を含むものとする。

◎イベントスペース利用料

時間区分	9：00～13：00	13：00～17：00	9：00～17：00
料金	8,800円	8,800円	17,600円

◎備品等貸出料

貸出備品名	内容	料金
プロジェクター	スクリーンとのセット	3,300円
スクリーンのみ	コンセント使用料込	550円
ポータブルアンプ	ハンディマイク2本付き	550円
ホワイトボード	黒・赤・青マーカーセット	無料

※消費税込料金です。

※入居者が利用する場合には、別途定める料金基準による。

- (2) 原則として利用時間の延長は認めない。但し、事前に利用者よりセンターに延長の申し出があり、センターの業務に支障がなく、やむを得ないと認められた場合には前後1時間の延長を認めるものとする。尚、利用時間延長が認められた場合は30分単位で1,000円（消費税抜き）の延長

料金を徴求するものとする。

第7条 (禁止事項)

施設等の利用に関して、利用目的が次の各号に該当する場合は、施設等の利用を認めないものとする。

- (1) 公の秩序または、善良な風紀を乱す恐れのある場合。
- (2) 反社会的勢力および、布教活動による宗教関連者の使用や葬儀、法事等の利用。
- (3) 政治的活動等の目的に利用する者の使用
- (4) 販売を主たる目的とする者の使用。
- (5) 火気使用および、危険物持ち込み等、災害発生の恐れのある場合。
- (6) 施設内での飲食、喫煙、寄付行為を伴うものである場合。
- (7) ダンス、歌、楽器等の演奏等
- (8) その他、センターが適当ではないと認めた場合。

第8条 (利用承認)

利用申請書による正式申請の受理後、センターは利用目的が前条の禁止事項に該当しないことを確認し利用を承認する。

第9条 (利用料金の支払)

センターより利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、原則として利用日の1か月前までに現金または、振込（振込手数料は使用者負担）にて利用料金を前納しなければならない。但し、センターが認めたときは利用料の一部または全部を免除することができる。

第10条 前項の料金の支払について、センターに連絡なく期日までに利用料金の入金がない場合は、予約の効力を失うものとする。

第11条 (キャンセル料)

徴収した利用料は利用の有無にかかわらず原則として返金しない。但し、次の各号に該当する場合には、その一部または全額を返金する。

- (1) センターが利用を取り消した場合や、利用者の責めに寄らない不可抗力により利用できない場合、またはその他やむを得ない理由により利用ができないとセンターが認めた場合は全額返金する。
- (2) 利用日当日までのキャンセル料は以下の通りとする。

利用日の1か月前（休日の場合は前営業日）まで	0%
利用日の1か月前から2週間前（休日の場合は前営業日）まで	50%
利用日の2週間前から当日まで	100%
- (3) 一部または全額の返金がある場合には、原則として利用者の指定する銀行口座へ振込する。この場合、前納金額から振込手数料を差し引いて返金するものとする。

第12条 (転貸・譲渡の禁止)

利用者は、施設等の利用について第三者に譲渡または転貸してはならない。尚、利用時にその事実が判明した場合には、利用の中止や以後の利用を制限する場合がある。

第13条 (利用前、利用後の報告)

利用者は、利用前にセンターより承認を受けた施設等利用申込書をセンター事務局に対して提示し、利用後は必ず終了した旨を告げ、施設等を明け渡さなければならない。

第14条 (利用承認の取消・利用の中止)

センターは、施設等の利用を承認した後に、第7条の禁止事項に該当すると認められた場合や、

利用申込書記載内容に虚偽があった場合には速やかにその承認を取り消し、またはその利用を中止させることができる。尚、この承認の取り消しや利用の中止により利用者が損害を被ることがあっても、センターはその責を負わない。

第15条 (利用に関する届出等)

利用に際して行政等に対する申請・申告・届出が必要な場合は、すべて利用者が行うものとする。

第16条 (原状復帰)

利用者は、施設利用時間終了までに施設等を原状に復帰しなければならない。また、利用時に出たゴミ等については自らの責任において持ち帰らなければならない。但し、大量のゴミが生じた場合については、別途事務局が対応することがある。

第17条 (損害賠償)

- (1) センターは、利用中の盗難および事故等の責任は一切負わない。
- (2) 利用時の建物、設備、備品、器具等を汚損、損傷、滅失した場合は、何人の所為であることを問わず、利用者が賠償の責を負うものとする。

以 上

2019年10月 1日改定

(株)町田新産業創造センター宛

(FAX 042-850-9022 E-mail : edesk@mbda.jp)

施設等利用申込書

ご利用者名 <small>(法人・団体等の場合は代表者名もご記入ください)</small>	代表者名				
	ご住所	〒 TEL : () FAX : ()			
		ご担当者名		携帯番号	
ご利用内容 (会議名)	該当項目へ○をしてください。 会議・講演会・講習会(セミナー)・研修・その他 <small>会議名、その他の場合の詳細内容</small>				
	利用人数	名			
利用日時 利用料	ご利用日	時間区分		通常料金 (税込)	ご利用区分 <small>(ご利用区分に○をしてください)</small>
	年 月 日 (曜日)	午前	9:00~13:00	8,800円	
		午後	13:00~17:00	8,800円	
		全日	9:00~17:00	17,600円	
イベントスペース利用料					円
備品等利用料	名称	内容	通常料金 (税込)	ご利用 <small>(ご利用対象に○をしてください)</small>	
	プロジェクター	スクリーン付き	3,300円		
	スクリーンのみ	コンセント使用料含む	550円		
	ポータブルアンプ	ワイヤレスマイク2本つき	550円		
	ホワイトボード	黒・赤・青マーカーセット	無料		
備品等利用料					円
利用料金合計金額 (1) + (2) ※利用日の1か月前までにお支払いください					円

確認項目	チェック
1. 当センターの公式HP内「施設等貸出要綱」を確認しました。禁止事項を含めその内容を遵守します。	
2. 当センター施設等の利用に関して、下記内容を確認のうえ反社会的勢力等ではないことの表明・確約に関して同意します。	
私(会社・団体等)は、貴センターにおいて次の①の各号に該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①②に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、この利用が停止されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私(会社・団体等)の責任といたします。	
①貴センターイベントスペースの利用に際し、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業・団体 5. 前記1~4の関係者 6. その他反社会的勢力 7. その他前各号に準ずる者	
②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。 1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為 3. 利用に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴センターの信用を毀損し、または貴センターの業務を妨害する行為 5. その他前各号に準ずる行為	

承認連絡	承認	受付